

長浜市告示第102号

長浜市重症心身障害児者入浴支援体制加算事業実施要綱（令和4年長浜市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第6条を次のように改める。

（給付額）

第6条 給付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、算定対象者1人につき週2回を算定上限とする。

対象事業所の区分	給付額
	（対象事業所を利用する算定対象者1人当たり）
生活介護	200円（日額）
児童発達支援	450円（日額）
放課後等デイサービス	300円（日額）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。